

平成23年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

横浜市栄区生活支援センターは、平成 17 年 4 月から横浜市の指定管理者として管理運営に携わってきましたが、平成 23 年 3 月で 5 年間の指定期間が終了し、新たに平成 23 年 4 月から平成33年3月までの 10 年間横浜市の指定管理者として管理運営を行ないことになりました。

業務内容も、従来の業務に加え「自立生活アシスタント事業」及び昨年度まで委託事業として実施してきた精神障害者退院促進支援事業が「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と名称を替えセンター事業として新たに加えられました。

そこで、指定期間の初年度の事業計画として、精神障害者が地域で安心して生活出来る支援体制の一層の強化を図り支援機関としての機能をさらに高めていくために以下のとおりの事業を計画しました。

1. 目的

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ります。また、精神障害だけでなく地域が抱える種々の精神保健福祉の課題の解決に取り組みます。さらには、これらの課題解決を通して地域のつながりの再構築を図ります。

2. 運営方針

① 精神障害者自立生活アシスタント事業

自立生活アシスタントが、地域で単身等で生活している精神障害者の生活を維持するための支援をする「自立生活アシスタント事業」を実施する。

- ・ 対象者
 - ◎ 単身者
 - ◎ 障害、病気、高齢等で同居者から日常生活の支援を受けられない者
 - ◎ 家族と同居又はグループホーム入居者で自立生活アシスタントの支援を利用しながら、単身生活への移行を希望する者
- ・ 支援内容
 - ◎ 訪問支援～衣食住、健康管理、消費生活の管理、余暇活動等
 - ◎ コミュニケーションの支援～対人関係・職場、通所先、との連絡調整等

② 精神障害者地域移行・地域定着事業

「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の精神保健福祉施策の実現に向けて、精神科病院に入院中の精神障害者の地域生活移行及び定着の支援に努めます。

③ 精神障害者及びその家族や精神保健福祉課題を有する者が、地域で安心して日々の生活を送れるたよう一次相談支援機関としての機能を強化して、地域生活を支えるセーフティネットの形成に努めます。

④ 地域の人間関係の希薄化が、精神障害や他の種々の精神保健福祉の課題を生み出します。そこで、これらの課題にアウトリーチの姿勢で取り組み、人間関係のつながりを作り直すことにより、課題の予防にも目を向けます。

- ⑤ 横浜市中区寿地区の精神障害者の地域生活支援にも目を向けます。当センターを運営する社会福祉法人恵友会の活動の原点は、ドヤ街で生活をしている精神障害者の生活課題の解決を目指した一般地区への移行支援でした。そこで、人間関係のつながりが極度に疎遠な寿地区の精神障害者への生活支援を、当法人が運営する他の生活支援センター「サザンウインド」(南区)と地域活動センター「ほっとスペース関内」(中区)と連携して、模索します。

3. 援助方針

- ① 食事、入浴、洗濯等のサービス提供の充実、心地よい空間の提供などにより、精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに、生活を楽しむことの大切さを伝えます。
- ② 精神障害者が生きていくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関として、その機能を高めます。
- ③ 精神障害者の立場からの発言を大切にし、お互いの支え合い、助け合いの雰囲気を作ることで、セルフヘルプの力が高まる支援を行います。
- ④ 主体的に選択し、決定する力であるエンパワーメントを大切にし、その力の発揮を求めます。その基礎の力である「他人に話しかける力」に目を当て、ミーティングの充実、心身の健康作りを行うことにより、コミュニケーション力の回復にアプローチします。
- ⑤ 課題の把握、目標の設定、計画の作成、会議、事後評価の過程で行うケアマネジメントによる支援を積極的に取り入れます。
- ⑥ 地域における精神障害者との交流の機会を盛んにすることにより、精神障害者が地域のつながりを作りなおす担い手となることを目指します。また、心のバリアフリーを求めて、精神障害者とともに、「人のネットワーク」を作ります。
- ⑦ 地域で単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持、地域の精神保健福祉に関する新しい課題に最大限に目を向け、その課題に積極的なアウトリーチの対応による支援を行います。
- ⑧ 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するための取り組みと工夫を実践します。苦情解決制度、サービス評価等の充実他、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組み、推進します。

4. 部門別取り組み

生活支援センターはこれまで、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活障害の改善を主たる機能としていました。今後は、いまだセンターを利用できない精神障害者にも目を向け、その生活障害を改善するための援助を行うこと。また、地域に出かけて行き、そこでの精神障害者の生活の支援を関係機関と連携・協働して行う。さらには、範囲を広げて精神障害だけでなく、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければならないと考えます。

このような考えを実現するために、センターの機能、職員の業務を、次のとおり4部門に分けて取り組むこととします。

A. デイサービス部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、イベントの実施、利用者とのミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流など。

B. 自立生活アシスタント部門(アウトリーチ)

自立生活アシスタントにより、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め、その地域生活の維持を図る。

また、地域で生活し、センターに来館できない精神障害者、精神障害と他の障害を重複した障害者及び高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象とし、家族支援、訪問相談・同行の推進、就労援助、地域支援事業、他機関との連携処遇など。

C. 地域移行。地域定着部門

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援事業、宿泊支援事業、退院の援助、病院や地域資源とのネットワークの形成など。

D. 施設管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により 3 部門を統括すると共に、施設の運営の望ましいあり方を課題として取り組みます。個人情報保護や事故対策等のリスクマネジメント、苦情解決、サービス評価、職員の研修の充実、文書管理など。

5. 職員配置

職種	所属部門	資格	主な業務分担
所長	D	なし	業務統括 本部、横浜市との連絡調整 予算決算 人事管理 消防等危機管理 施設管理 運営連絡会
常勤職員a (所長補佐)土屋	D, B, C	相談支援専門員	自立生活アシスタント事業 勤務表の作成 区福連絡会 地域部会
常勤職員b下浦	A	社会福祉士	区、他施設及びセンター等連携業務 諸会議司会 利用者ミーティング ピア活動 ボランティア センター便り
常勤職員c高橋	A	生活相談員	文書管理 運営状況報告 研修担当 家族支援事業 昼食会 クリスマス会 ごみ管理

常勤職員d秋本	A	精神保健福祉士 社会福祉士	実務者連絡会 就労関係 ホームページ作成 実習生受け入れ 納涼祭 実務者連絡会
常勤職員e信太	A	精神保健福祉士 社会福祉士	自立生活アシスタント事業 運営状況報告 センター連絡会 衛生管理 物品購入管理 いたちまつり
常勤職員 F 屋良	A		地域移行・地域定着事業 家族会関係 団体利用帳票整理 物品購入管理 お茶会
自立支援員 (非常勤)有働	C	相談支援専門員	地域移行・地域定着事業 誕生会 障害者地域部会 県精連絡会 家族支援
自立支援員 (非常勤)伊藤	C		地域移行・地域定着事業 ごみ管理 ホームページ管理 ハガキ絵 アロマ講座
自立支援員 (非常勤)鈴木	C	相談支援専門員	自立生活アシスタント事業 研修関係 県精連絡会 家族支援
自立支援員 (非常勤)水島	C		退院促進支援事業 ごみ管理 かつら工房運営委員 ホームページ管理

調理パート…夕食の料理に従事します。6名で、各日1～2人が勤務します。

嘱託医…横浜市大病院や寿診療所等の精神科医師4名が精神科嘱託医相談に従事します。

相談は月4回(各1名)実施します。

ボランティア…イベント開催時に適宜来ていただきます。

6. 部門別取り組み内容

A. デイサービス部門

① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供

次のとおり開館し、施設提供をします。

利用時間：午前9時～午後9時

休館日：毎月第2月曜日（祝祭日にあたる場合は翌日が休館日）

② 精神障害者に対する入浴、食事、洗濯その他のサービスの提供

◇食事サービス

開館している毎日、夕食サービスを行います。料金は1食400円または特別メニュー500円。予約は当日14:30までに申し込みます。

◇入浴サービス

1回100円で開館時間中入浴できます。タオル、ドライヤーは用意してあります。石鹸、シャンプーは10円でお分けします。

◇洗濯サービス

1回100円で洗濯機、乾燥機の利用ができます。洗剤は各自で用意しますが、10円でお分けもします。

◇インターネットサービス

10分間10円でインターネットが利用できます。

③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供

◇相談

開館時間中はいつでも相談に応じます。相談に応じるのは職員で、専門的な分野については関係機関を紹介します。

また、精神科嘱託医の相談を月に3回、予約制にて実施します。

◇情報提供

支援センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を掲示します。

また、こういう情報がほしいという要望があれば調査して個別に提供します。インターネット利用（有料）で情報収集もできます。

④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援

支援センターを利用している人の自主的な同好会活動を支援します。卓球同好会、写真同好会、ソフトボールクラブ、園芸の活動支援を図る中で、ピアサポートの育成をしていきます。

⑤ 利用者ニーズの把握

利用者ミーティングを月1回開催し、利用者の意見を反映した快適な生活支援センターの実現、サービスの向上を目指します。また、つぶやきBOX（意見箱）を設置し普段のかかわりの中から意見を汲み取ります。

⑥ グループ及び個別カウンセリングの実施

月1回カンセラーを中心に皆が集まってのグループカンセリングを行ないます。月1回個別のカンセリングも実施しています。これらは精神症状の改善、病気の治療を意図するのではなく、利用者自身の振り返り、対人能力の向上の援助を目的とするものです。

⑦ ピアミーティングの実施

月1回ピアミーティングを実施するとともに、ピアサポートとの雰囲気、体制を作ります。

B. 自立アシスタント部門(アウトリーチ)

① 自立アシスタント時事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援する。

② 地域支援事業の推進

公園やスポーツセンターにおいてソフトボール、ソフトバレーを、地域ケアプラザにおいて「心の健康相談」を実施します。これにより、地域の精神障害者を対象として相談、交流、学習などの機会を提供します。

③ 地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協同し、月に1回世代間交流事業「ひだまり」を、年1回「いたちまつり」を開催。地域の方や子供たちが多勢来所、利用者との交流を図ります。

また、支援センター独自でも関係機関と連携し、納涼会やクリスマス会を開き、地域の人も参加して利用者との交流をします。

区主催の「区民まつり」、区社協主催の「ようこそ出会いの広場」に、利用者とともに参加し、物販・施設紹介・精神保健福祉啓発をしながら交流を図ります。

その他、ボランティアとの交流は各種イベントを通して行います。

④ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援

当事者だけでなく職員や嘱託医による家族の相談を受けます。とくに年数回は精神科医を囲んでの家族ミーティングを開催し、家族間交流や悩み・相談事の解消を図ります。また、家族向けの講演会や勉強会を関係機関と連携し開催、知識の習得や交流を行います。

区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターを利用、職員も参加して常に顔の見える関係作りをします。

⑤ 精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや小規模通所授産所等の母体であるNPO法人がかなりあります。支援センターの場所を会合等に利用し、また運営委員として参加したりします。又、相互に活動等の協力をして行きます。

⑥ 精神障害者の就労支援

就労講座や就労相談を実施します。また、特例子会社の見学会や体験実習の世話もしていきます。就労援助機関の紹介や同行を行ったり、就労支援センターと連携をとり様々な就労支援も行ないます。

⑦ 地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請により訪問・同行を実施します。部屋の整理整頓・引越しの仕方、診同行・買い物同行等を行ないますが、代行するのではなく本人には教えていきます。また、安否確認や現状確認等で必要な場合は本人や施設を定期にあるいは随時に訪問します。

⑧ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発等事業の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発講演会を実施します。「区民祭り」参加や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等で啓発を行なっていきます。

⑨ 実習生の受け入れ

精神保健福祉士や精神障害者ホームヘルパー養成の課程での実習を受け入れます。実習をととして精神障害の理解も深まり、利用者にとっても職員と違う人が入ることによって交流の幅が広がります。

⑩ 利用拡大のための広報活動

ホームページを開設して、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発をしています。毎月の支援センター便りも掲載し、取りに来られない人のために便宜を図っています。

C. 地域移行・地域定着部門

①精神障害者地域移行・地域定着事業

精神病院に入院している方を退院可能な方に向けて、2名の自立支援員が、協力機関との連絡調整、支援計画に基づく施設の体験利用等連携を図りつつ地域生活に向けて移行及び定着できるよう支援を行います。

②病院訪問

積極的に病院に訪問して、医療機関の関係を作ります。これにより退院促進の普及啓発活動につなげます。

D. 施設管理部門

①職員研修

生活支援センターの機能を高めるには、人材育成は不可欠です。そのため研修には力を注ぎます。講師を招いて、施設内研修を積極的に行います。外部研修に出席しやすい環境を作り、法人の勉強会、センター連の研修会、市精連の研修会などに参加を促します。

②個人情報管理に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、個人情報漏洩事故防止マニュアルを作成して、利用者の権利を保護するとともに、職員の研修に積極的な参加を促します。

③利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防災及び衛生管理を徹底します。事故等緊急時対応マニュアルを確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して、安全管理に努めます。

④苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。つぶやきBOX設置、利用者ミーティングを月1回行い、不満や意見を言いやすい雰囲気を作ります。

7. 具体的行事、講演会等

①毎月の行事

・「誕生会」＝月1回登録者の中からその月の誕生月の人に案内状を出し、他の利用者とともに誕生をお祝いします。歌や寸劇、会費の100円でケーキを食べたりします。その月の誕生者は無料です。

・「昼食会」＝区内関係施設と合同の昼食会と週末倶楽部の昼食会をそれぞれ月1回実施します。合同では施設間相互の交流が図れます。

・「世代間交流ひだまり」＝毎月第4土曜日に1階の地域ケアプラザと共催で開きます。演奏

会や踊り等のイベント、キッズコーナー、安価な昼食提供、おやつ、お楽しみ手作り等を子供からお年寄りまで、障害の区別なく参加できます。

- ・「くらぶ飯」＝みんなで集まって何を作るかを自分達で決めて一致協力して作ります。
- ・「お茶会」＝お茶を飲みながら自由に話合います。

②年間のイベント

- ・「納涼会」＝7月に区内の関係施設と共催で花火大会やすいか割り等の納涼イベントを実施します。また、豪華な夕食をみんなで楽しめます。
- ・「バーベキュー大会」＝9月に上郷森の家でバーベキューを行ないます。区内の施設の利用者やボランティアさんも参加し、交流を図ります。
- ・「いたちまつり」＝10月に1階の地域ケアプラザと共催で、フリーマーケット・演芸ステージ・物販・キッズコーナー・喫茶交流サロン・福祉機器展示等を行ないます。
- ・「バスハイク」＝春に福祉バスで近郊の行楽地へ行きます。
- ・「区民祭り参加」＝11月に区主催の区民祭り行事に利用者とともに参加します。フリーマーケットでのお菓子の販売と精神保健福祉の周知をし、地域交流を図ります。
- ・「合同クリスマス会」＝12月に区内関係施設と共催で開催します。豪華な食事と演芸、抽選会等を楽しみます。
- ・「正月イベント」＝初詣や百人一首、書初め、映画、紅白歌合戦、福笑い等を行ないます。
- ・「節分行事」＝2月に支援センター内で豆まきと大船観音等近くの神社の豆まきに参加します。
- ・「ひな祭り」＝3月にお茶、お菓子、歌等でお祝いします。
- ・「ようこそ出会いの広場参加」＝3月に区社協主催で開催します。利用者と一緒にフリーマーケットで手作りのお菓子を物販するとともに施設の紹介、地域交流を図ります。
- ・「乙女の会」＝女性向けにアロマセラピー、七宝焼き、はがき絵教室、ビーズ作りなどを行う。

③講演会等

- ・「家族向け講演会・勉強会」＝講師を招いての講演会や嘱託医を囲んでの家族ミーティングを実施します。
- ・「当事者向け講座」＝当事者の参考となる講座を開催します。
- ・「普及啓発講演会」＝一般向けの普及啓発のための講演会を開催します。
- ・「ヘルスケア講座」＝栄養士を招いて食事や健康のための講座を開催します。
- ・「歯科講座」＝歯科医師、歯科衛生士を招いて、歯磨き指導。
- ・「身だしなみ講座」＝ファンケル職員を招いて、身だしなみ、挨拶指導。
- ・「SST講座」＝当事者、家族、ボランティアの対人スキルの習得のために講師を招いて実施。

平成23年度 予算書

施設名:横浜市栄区生活支援センター
運営法人:社会福祉法人 恵友会

【支出見込】

科 目		金 額	内 訳・説明等
人 件 費		53,296,000	
	職員給与	40,092,000	所長 1名 常勤職員 6名 非常勤職員3名
	賃 金	5,710,000	アルバイト(調理)6名 臨時職員(無休化対応)1名 嘱託医 4名
	共 済 費	7,494,000	法定福利費 労務厚生費
施設管理費		5,630,000	
	光熱水費	3,400,000	H21年8月1日からH22年7月31日までの実績をもとに積算
	庁舎管理・委託料	2,100,000	H22年度の契約額をもとに積算
	修理積立金	200,000	
	利用者負担金充当分	△70,000	入浴・洗濯・インターネット・印刷サービス 実費徴収額光熱水費充当分
運 営 費		2,804,000	
	旅費	180,000	出張旅費:180,000
	一般物品	700,000	事務用品:300,000 消耗品費:200,000 新聞各種機関紙等:100,000 その他:100,000
	印刷製本費	30,000	パンフレット他機関紙:30,000
	修繕費	360,000	庁舎各所小修理代:360,000
	役務費	400,000	切手代:100,000 インターネット:50,000 電話料:250,000
	借料損費	450,000	複写機PCリース:400,000 会議室使用料他50,000
	備品費	100,000	事務用備品、会議用テーブル・椅子等:100,000
	施設賠償保険	134,000	全精社協総合保障制度C1タイプ
	雑費	450,000	各種会費:80,000 ケーブルTV:50,000 研修参加費:80,000 その他:60,000 講師ボランティア等謝金・交通費:180,000
総 計		61,730,000	